

[愛媛県知事による宅地建物取引業者への監督処分情報](#)

< 宅地建物取引業者の監督処分結果一覧表 >

当該処分をした日	当該処分を受けた宅建業者の商号又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、免許番号				当該処分の内容	当該処分の理由
	商号又は名称	主たる事務所の所在地	代表者	免許番号		
平成24年1月13日	株式会社関西建物	愛媛県松山市喜与町一丁目5番地1ケミビル2F	延原妙子	愛媛県知事(2)第4716号	業務停止15日間	売主として関与した中古住宅の売買契約に関し、取引の相手方から契約の申込の撤回がなされた際、既に受領した預り金を、監督処分権者である県の指摘があるまで、返還しなかった。(法第47条の2第3項違反)
平成24年2月29日	株式会社セイコー不動産	愛媛県新居浜市松木町4番25号	加藤憲治	愛媛県知事(7)第3287号	指示処分	賃貸借契約の媒介に際し、取引主任者をして重要事項説明をさせなかった。(法第35条第1項違反)

愛媛県では「宅地建物取引業者等の監督処分の基準」(平成24年2月1日施行)に基づき、宅地建物取引業法(以下「法」という。)に違反した宅地建物取引業者の監督処分結果をホームページで公表します。なお、公表する監督処分については、指示、業務の停止、免許の取消(事務所の所在地を確知できないとき又は新規免許業者が営業保証金を供託しないときを除く。)として、公表内容は「当該処分をした日」、「当該処分を受けた宅建業者の商号又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、免許番号」、「当該処分の内容」及び「当該処分の理由」とし、監督処分を行った日から5年間掲載します。